石垣港離島ターミナルの共用スペース使用案内

☑※確認したらチェックしてください。

□1. 使用時間 9:00~21:00 (1日単位で使用することができます。)
管理者の判断により使用制限を設けることがあります。

□ 2. 予約申請受付 平日 8:30~12:00 / 13:00~17:00

使用月の**2ヶ月前の月の初営業日から申請受付が可能**です。(※7月1日には9月30日までの 予約が可能です。)事前に、<u>電話で空き状況を確認し仮予約した後に、予約申込日から1週間以</u> 内に港湾課まで企画書等の提出をお願いします。

- □3. 使用料 使用料は無料です。
- □4. 使用の取り消し(キャンセル)

使用を取り消す場合は、使用日前日までに港湾課まで連絡をお願いします。

□5. 初めて使用する方

初めて使用する方は、事前に本書(使用案内)の内容を十分に確認し、港湾課職員より使用にあたっての説明を受けてください。

ただし、平日の17:00 以降、又は土日祝祭日に使用する場合、使用日当日に港湾課職員より説明を受けることはできませんのでご了承ください。

□6. 物品

展示や掲示に必要な物品は、すべて使用者で準備してください。ただし、施設の破損・汚損等の恐れのあるものは、持ち込むことができません。**なお、物品等の搬入・撤去には「車両入構許可証」が必要となります。**別途、港湾課窓口までお問い合わせください。

□7. 使用上の注意

- ①石垣市港湾施設管理条例、同条例施行規則を遵守するとともに、善良な管理者の注意のもと に施設を使用してください。
- ②営利を目的とした催し等の使用、選挙運動、宗教活動等に結び付く使用はできません。
- ③施設は、すべて市民共有の財産ですので大切に扱ってください。使用後は、使用した物品を すべて撤去のうえ、原状回復を行ってください。
- ④使用後の確認は、市より委託を受けた管理団体(※18:00~21:00 の間は警備員)が対応しますので、帰宅前に声掛けをお願いします。
- ⑤使用にあたって出たゴミ等は、すべて使用者で必ず持ち帰るようにしてください。
- ⑥横断幕の掲示について、台風の接近や強風の影響等、掲示を継続することで事故が発生する 恐れがあると施設管理者が判断した場合には、申請期間内であっても撤去をお願いする場合 があります。(※なるべく自主的に一時撤去をお願いします。)
- ⑦使用者の責に帰する事由により、施設の全部又は一部を滅失した場合には、その損害を賠償 しなければなりませんので、十分にご注意ください。
- ⑧使用に起因する事故、争議は、すべて使用者の責任で解決してください。
- ⑨その他施設管理者の指示がある時は、これに従わなければなりません。ご了承ください。